

建築士事務所協会に加入しましょう！

建築士事務所協会への加入で、信頼＋社会的ステータスの向上を！

入 会 案 内

●法定団体です！

- 平成18年12月の建築士法の改正により、建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化に係る団体規定（建築士法第27条の2から5）が平成21年1月5日に施行され、都道府県建築士事務所協会及び日本建築士協会連合会は法定団体となりました。

●建築士法の改正により

- 「名称の使用の制限」（第27条の4）

法定団体となった建築士事務所協会の会員でない者は、名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いてはならない。（用いた場合は建築士法上の罰則規定に抵触）

- 「苦情の解決」（第27条の5）

建築士事務所協会は、事務所の業務について苦情の申し出があったとき、相談、助言等を行い、当該事務所の開設者に対し苦情内容を通知し、説明又は資料の提出を求めることができる。建築士事務所協会の会員はこの求めに対し、正当な理由なく拒んではならない。

が規定されたことにより、未加入事務所との差別化が図られ、建築士事務所協会に加入することが信頼の証となります。

●会員のメリットは？

- ① 加入することで、業務上の有益な情報・手段を共有することができ、社会や建築主からの信頼獲得につながっていきます。
- ② スキルアップ！
事務所の開設者や所属する建築士を対象に「開設者・管理建築士の建築士事務所の管理講習会（知事指定講習）」の実施や、法定講習（建築士定期講習）の実施協力等、皆様の技術力アップをサポートします。
また、会員価格での時宜にあった講習会を開催しています。
- ③ 業務の効率化！支援ツールの提供
業務報酬算定をはじめ、業務のプロジェクト管理、建築士法関係文書の出力などを効果的かつ一元的に扱えるマネジメント支援ツール「^{ジャーフ}JAAF-

「^マス^ト MST」を参加登録した建築士事務所協会の会員に無償提供しています。

④たとえば・・・

建築士事務所協会を通じ、国や都道府県から迅速かつ正確な情報を得られるのみならず、逆に国や都道府県に対して私たち建築士事務所の【現場の声】を発信できます。

⑤日事連が運営する建築士事務所の賠償責任保険加入に関して優遇措置があります。

●入会金及び会費

入会金 20,000円 (入会促進特別キャンペーンにより入会金を無料とする)

<input type="checkbox"/> 会費 (年会費)	正会員	1 級	60,000円
		2 級	50,000円
	準会員	30,000円	
	賛助会員A	50,000円	
	賛助会員B	30,000円	

●分割納入について

会費納入については上半期(4月～9月)、下半期(10月～3月)に分けて半額ずつ、分割納入することも可能といたしました。

分割納入する場合、上半期は請求書到着後9月末日まで、下半期は12月末日までに納入するものといたします。

●入会についてのお問い合わせ・連絡先

一般社団法人青森県建築士事務所協会

〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館5階

電話 (017) 773-1596

FAX (017) 773-1599

入 会 申 込 書

		No.		
登 録 建築士事務所名			級 別	一級、二級、木造
			登録番号	
所 在 地	〒		TEL	
			FAX	
E-mail		ホームペ ジアドレス		
開 設 者	個 人			
	法 人			
管理建築士	(年齢)		級 別	一級、二級、木造
			登録番号	
年 額 会 費	正会員	一級建築士事務所 60,000 円/年		入 会 金 20,000 円
		二級 建築士事務所 50,000 円/年 木造		
<p>私は、貴協会の定める定款を遵守して入会致します。</p> <p>令和 年 月 日 申込人 (開設者) Ⓜ</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人青森県建築士事務所協会会長 殿</p>				
支 部 受 付	支 部 長 Ⓜ			
事務局 受付	承 認	通 知		
年 月 日	年 月 日	年 月 日		

* 県知事登録申請書の副本 (写) 又は建築士事務所登録通知のコピーを添付
 してください。